

## 神奈川県企業庁聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を 改正する規程の概要

### 1 改正の趣旨・内容

神奈川県企業庁聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程において引用している行政手続法（平成5年法律第88号。以下「行手法」という。）がデジタル規制改革推進の一括法の成立により改正され、施行日を令和8年5月21日とする政令が公布された。

具体的には、改正後の行手法により、不利益処分の対象者に対する聴聞及び弁明の機会の付与における公示送達方法がデジタル化（掲示板への掲示又はインターネットによる公表）されるため、同法の引用規定を改正する。

なお、知事部局が所管する神奈川県行政手続条例、同条例施行規則及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則についても同様に改正される。

### 2 改正箇所

第15条第2項及び第19条

### 3 施行日

令和8年5月21日